

## 貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)	434,625	(負債の部)	401,227
流 動 資 産	43,448	流 動 負 債	196,890
現金及び預金	3,251	買掛金	23,123
受取手形	6	短期借入金	122,667
売掛金	10,844	未払金	7,279
貯蔵品	11,515	未払費用	5,583
前払費用	116	未払法人税等	74
前払費用	306	繰延税金負債	0
その他当座預金	1,542	受取商品券	876
貸倒引当金	15,880	預り金	18,253
固定資産	△15	賞与引当金	3,719
有形固定資産	391,177	役員賞与引当金	1,108
建物	327,545	商品回収引当金	4
構築物	102,166	その他	13,211
機械装置	220	固定負債	204,336
運搬器具	1,945	長期借入金	102,500
器具備品	1	長期未払金	7,814
土地	3,609	繰延税金負債	71,604
建物	218,874	退職給付引当金	17,289
投資不動産	67	関係会社事業損失引当金	628
無形固定資産	659	その他	4,500
借地権	4,639	(純資産の部)	33,398
ソフトウェア	3,776	株 主 資 本	33,316
その他資産	651	資 本 金	100
投資その他の資産	211	資 本 剰 余 金	48,141
投資有価証券	58,992	資 本 準 備 金	25
関係会社株	6,393	その他資本剰余金	48,116
株式	11,270	利 益 剰 余 金	△14,925
金	1	その他利益剰余金	△14,925
債権等	11,861	特定資産圧縮積立金	4,995
長期前払費用	605	繰越利益剰余金	△19,920
長期前払費用	3,161	評価・換算差額等	82
差入保証金	25,532	その他有価証券評価差額金	82
その他	796	繰延ヘッジ損益	0
貸倒引当金	△629		
<b>合 計</b>	<b>434,625</b>	<b>合 計</b>	<b>434,625</b>

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(自 平成22年4月1日  
至 平成23年3月31日)

科 目	金 額
売上高	280,714
売上原価	202,733
売上総利益	77,981
その他の営業収入	15,967
営業総利益	93,948
販売費及び一般管理費	93,574
営業利益	373
営業外収益	4,980
受取利息及び配当金	1,497
その他の収益	3,483
営業外費用	7,482
支払利息	2,895
その他の費用	4,586
経常損失	2,127
特別利益	290
固定資産売却益	57
投資有価証券売却益	51
関係会社清算益	54
抱合わせ株式消滅差益	113
その他	13
特別損失	13,304
固定資産売却損	400
固定資産除却損	132
減損損失	6,276
投資有価証券評価損	173
投資有価証券売却損	7
関係会社株式評価損	28
関係会社整理損	363
関係会社事業損失引当金繰入額	90
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	2,506
災害による損失	877
その他	2,447
税引前当期純損失	15,141
法人税、住民税及び事業税	50
法人税等調整額	△267
当期純損失	14,925

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(自 平成22年4月1日  
至 平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 利 余 金			利 益 利 余 金			株主資本合計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 利 余 金	資 本 利 余 金 計	そ の 他 利 益 利 余 金			
					特 定 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 金	利 益 利 余 金 計	
平成22年3月31日 残高	37,404	9,351	32,107	41,458	5,012	△27,700	△22,687	56,174
事業年度中の変動額								
資本金の減少	△37,304		37,304	37,304				-
資本準備金の減少		△9,326	9,326	-				-
圧縮積立金の取崩					△17	17	-	-
当期純損失						△14,925	△14,925	△14,925
分割型による会社分割による減少			△7,932	△7,932				△7,932
欠損填補			△22,687	△22,687		22,687	22,687	-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	△37,304	△9,326	16,009	6,683	△17	7,780	7,762	△22,857
平成23年3月31日 残高	100	25	48,116	48,141	4,995	△19,920	△14,925	33,316

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 越 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	
平成22年3月31日 残高	349	0	349	56,524
事業年度中の変動額				
資本金の減少				-
資本準備金の減少				-
圧縮積立金の取崩				-
当期純損失				△14,925
分割型による会社分割による減少	△4		△4	△7,936
欠損填補				-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△263	△0	△263	△263
事業年度中の変動額合計	△267	△0	△267	△23,125
平成23年3月31日 残高	82	0	82	33,398

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券
- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
  - ② その他有価証券  
時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
  - 時価のないもの 移動平均法による原価法
- (2) デリバティブ 時価法
- (3) たな卸資産
- ① 商品 売価還元法による原価法 (店頭外商品は個別法による原価法)  
(収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
  - ② 貯蔵品 先入先出法による原価法  
(収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産  
(リース資産を除く) 建物設備については定額法  
建物設備以外については定率法
- (2) 無形固定資産 定額法  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法
- (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
- (4) 長期前払費用 定額法

#### 3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を考慮して引当てております。
- (2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金 取締役に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う額を計上しております。
- (4) 商品券回収損引当金 商品券等が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。
- (5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を引当てております。  
過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (13年) による定額法により按分した額を費用処理しております。  
数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (13年) による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理しております。
- (6) 関係会社事業損失引当金 関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

#### 4. その他計算書類作成のための基本となる事項

- (1) ヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法 為替予約取引について振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップ取引について特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

- ② ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段 為替予約取引、金利スワップ取引  
ヘッジ対象 外貨建営業債権債務及び外貨建予定取引、借入金の支払金利
- ③ ヘッジ方針 当社のデリバティブ取引管理規定に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクを回避することを目的としてヘッジ取引をしております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債等に関する重要な条件が同一であるため、有効性の判定は省略しております。

(2) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## 5. 重要な会計方針の変更

- (1) 資産除去債務に関する会計基準の適用  
当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。  
これにより、営業利益は49百万円減少し、経常損失は49百万円、税引前当期純損失が2,555百万円それぞれ増加しております。
- (2) 企業結合に関する会計基準等の適用  
当事業年度より「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）、及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 159,407百万円
- (2) 偶発債務
- |                |       |
|----------------|-------|
| 従業員住宅ローン保証     | 60百万円 |
| 関係会社銀行借入金等保証予約 | 18百万円 |
| 合計             | 78百万円 |
- (3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- |          |            |
|----------|------------|
| ① 短期金銭債権 | 7,222百万円   |
| ② 長期金銭債権 | 981百万円     |
| ③ 短期金銭債務 | 111,818百万円 |
| ④ 長期金銭債務 | 102,500百万円 |

## 3. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高
- |             |           |
|-------------|-----------|
| 営業取引による取引高  |           |
| 売上高         | 1,494百万円  |
| その他の営業収入    | 69百万円     |
| 仕入高         | 10,994百万円 |
| その他営業取引の取引高 | 8,307百万円  |
| 営業取引以外の取引高  | 11,770百万円 |
- (2) 固定資産売却益は、社有土地及び建物等を売却したものであります。
- (3) 関係会社清算益は、主に(株)名古屋オペレーションサービスの清算によるものであります。
- (4) 抱合わせ株式消滅差益は、(株)三越情報サービスとの合併によるものであります。

### (5) 減損損失

#### ① 減損損失を認識した資産グループの概要

場	所	用	途	種	類	減 損 損 失 ( 百 万 円 )
仙台三越店 (宮城県仙台市)		店舗等		建物 その他		6,164
その他		店舗等		建物 その他		111

② 減損損失を認識するに至った経緯

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについては、回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として計上しております。なお、仙台三越店は、東日本大震災の影響に伴い大幅な収益悪化が見込まれたため、減損損失を計上しております。

③ 減損損失の内訳

建物及び構築物	6,240百万円
その他	36百万円
合計	6,276百万円

④ 資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。

⑤ 回収可能性の算出方法

資産グループの回収可能価額は正味売却価格により測定しております。

(6) 関係会社整理損は、スペイン三越 S.A の清算に伴い見込まれる損失を計上しております。

(7) 災害による損失の内訳は次のとおりであります。

商品の滅失	2百万円
原状回復費用	508百万円
営業休止期間中の固定費	365百万円
合計	877百万円

(8) その他は、主に新宿アルコット店の営業終了決定に伴い見込まれる損失 2,203 百万円であります。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の総数に関する事項

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式(株)	492,622,356	—	—	492,622,356

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	240百万円
退職給付引当金	7,728百万円
賞与引当金	555百万円
減価償却費	9,451百万円
未払事業税	8百万円
商品券回収損引当金	5,375百万円
繰越欠損金	19,174百万円
合併受入資産評価損	24,238百万円
その他	9,399百万円
繰延税金資産小計	76,173百万円
評価性引当額	△76,173百万円
繰延税金資産合計	—百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△38百万円
特定資産圧縮積立金	△3,427百万円
合併受入資産評価益	△68,047百万円
その他	△90百万円
繰延税金負債合計	△71,604百万円
繰延税金負債の純額	△71,604百万円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引開始日が平成 20 年 3 月 31 日以前のもの

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	1,000	692	8	300

(2) 事業年度の末日における未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高

未経過リース料期末残高相当額

1 年内

137百万円

1 年超

166百万円

合計

303百万円

リース資産減損勘定期末残高

2 百万円

リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日以降のもの

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（借手側）

(1) リース資産の内容 器具備品

(2) 減価償却の方法

1. 重要な会計方針に係る事項 2. 固定資産の減価償却の方法 2. (3)リース資産 に記載しております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社の資金調達については株式会社三越伊勢丹ホールディングスからの借入金により調達する方針です。デリバティブは、営業債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

②金融商品の内容およびそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。投資有価証券である株式等は、主に業務上の関係を有する企業（取引先企業）の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが 1 年以内の支払期日です。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理するとともに、株式会社三越伊勢丹ホールディングスからの極度借入契約により十分な手許流動性を確保しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成 23 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額 (注 1)	時価 (注 1)	差額
(1) 現金及び預金	3,251	3,251	—
(2) 受取手形	6	6	—
(3) 売掛金	10,844	10,844	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	2,319	2,319	—
(5) 長期貸付金	11,861	11,730	△130
(6) 差入保証金	26,022	22,361	△3,660
(7) 買掛金	(23,123)	(23,123)	—
(8) 短期借入金	(117,567)	(117,567)	—
(9) 預り金	(3,719)	(3,719)	—
(10) 長期借入金	(107,600)	(107,572)	27

(注 1) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注 2) 流動資産「その他」に含めている 1 年内返還予定の差入保証金は、(6) 差入保証金に含めています。

(注 3) 1 年内返済予定の長期借入金は、(8) 短期借入金に含めておらず、(10) 長期借入金に含めています。

(注 4) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(4) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっています。

(5) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 差入保証金

差入保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) 買掛金、(8) 短期借入金、(9) 預り金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(10) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

(注 5) 非上場株式 (貸借対照表計上額 4,073 百万円) は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めていません。

(注 6) 関係会社株式 (貸借対照表計上額 11,270 百万円) は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において賃貸商業施設を所有しております。

なお、賃貸商業施設の一部については、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。



## (2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	決算日における時価
賃貸等不動産	22,351	43,355
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	5,381	69,370

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当事業年度の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」等に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

## (1) 親会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	株式会社 三越伊勢丹 ホールディングス	被所有 直接100%	役員の兼任 経営管理等 資金の借入	経営管理料の支払	1,810	未収入金	357
				経営業務委託料	474	短期借入金	105,699
				資金の借入	204,999	長期借入金	102,500
				利息の支払	1,214	未払費用	395

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 経営管理料・経理事務委託料については、契約条件により決定しております。
2. 株式会社三越伊勢丹ホールディングスの利息の支払の利率については、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。

## (2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 三越環境 デザイ	所有 直接100%	固定資産の購入 役員の兼任	固定資産の購入	8,558	未払金	379

## (3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の 子会社	株式会社 伊勢丹	なし	資金の返済 役員の兼任	資金の返済	92,977	—	—
				利息の支払	299	—	—
親会社の 子会社	株式会社 名古屋三越	なし	資金の借入 役員の兼任	資金の借入	5,383	借入金	5,483
				利息の支払	40	—	—
親会社の 子会社	株式会社 エムアイ 友の会	なし	買物券の受入 役員の兼任	預り金の回収	51,888	—	—
				利息の支払	1,130	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 株式会社伊勢丹の利息の支払の利率については、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。
2. 株式会社名古屋三越の利息の支払の利率については、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。
3. 株式会社エムアイ友の会の利息の支払の利率については、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- |                |        |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 67円80銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 30円30銭 |

## 1.1. 重要な後発事象に関する注記

### 1. 三越と伊勢丹の吸収合併について

#### (1) 組織再編の目的

平成 23 年 4 月に三越と伊勢丹が合併してスタートする当社「株式会社三越伊勢丹」は、首都圏における百貨店事業の方針策定から、実際の店舗運営までを行うとともに、三越伊勢丹ホールディングスのグループ国内百貨店に対してのセントラルによる支援機能（C P C C 機能）を果たし、グループ全体の百貨店事業における利益の最大化を図ります。併せて、統合によるスタッフ部門の効率化や全体最適な要員配置、営業業務の一本化による MD 政策の強化等、より効果的な百貨店事業運営体制の構築を進めてまいります。

#### (2) 合併の要旨

- ① 吸収合併の効力発生日  
平成 23 年 4 月 1 日
- ② 合併方式  
三越を存続会社とする吸収合併方式で、伊勢丹は解散いたします。
- ③ 吸収合併に係る割当ての内容  
三越伊勢丹ホールディングスの完全子会社同士の合併であるため、合併比率の取り決めはありません。また、合併による新株発行及び資本金の増加もありません。
- ④ 消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い  
伊勢丹は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

#### (3) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号 平成 20 年 12 月 26 日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号 平成 20 年 12 月 26 日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

### 2. 岩田屋の固定資産、及び商品券に関する資産負債の当社への分割について

#### (1) 組織再編の目的

平成 23 年 4 月 1 日付で、岩田屋三越が有する店舗内固定資産と商品券残高を当社に吸収分割することといたしました。国内グループ百貨店の店舗内造作物等の固定資産については、当社に集約することで、セントラル管理によるグループ全体を俯瞰した計画的な投資配分を可能としてまいります。また、三越伊勢丹ホールディングス国内グループ百貨店の商品券発行を当社に集約することで、発行残高管理等の一本化を行い、効率向上を図ってまいります。

#### (2) 吸収分割の要旨

- ① 吸収分割の効力発生日  
平成 23 年 4 月 1 日
- ② 分割方式  
岩田屋三越を分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割です。
- ③ 吸収分割に係る割当ての内容  
分割会社である岩田屋三越に対する割当ては行われません。
- ④ 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い  
岩田屋三越は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。
- ⑤ 承継により増加する資本金等  
該当事項はありません。
- ⑥ 承継会社が承継する権利義務  
三越伊勢丹は、効力発生日において岩田屋三越が有する本件事業に関する資産、負債、契約上の地位その他の権利義務のうち、吸収分割契約書で定めるものを承継します。
- ⑦ 債務履行の見込み  
本吸収分割の効力発生日後における当社及び岩田屋三越の債務履行の見込みについては、問題ないものと判断しております。
- ⑧ 承継する部門の事業内容  
岩田屋三越に係る、造作物等の管理業務及び商品券の発行業務

#### (3) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号 平成 20 年 12 月 26 日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号 平成 20 年 12 月 26 日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

### 3. 三越通信販売事業部の別会社化について

#### (1) 組織再編の目的

お客さまのライフスタイル全般に関り、お役に立つことを通じてお客さま一人ひとりにとっての生涯にわたるマイデパートストアを目指す三越伊勢丹ホールディングスグループにおいて、店舗以外の新たなチャネル開発・強化施策の一環として、平成 23 年 4 月 1 日をもって、三越の通信販売事業部を、グループの総合的な無店舗販売事業会社として別会社化いたします。通販事業の専門

会社として、百貨店事業の枠を越えた独自の展開を進めるとともに、ビジネスの特性を踏まえた事業の構築を行ってまいります。

(2) 新設分割の要旨

- ① 新設分割の効力発生日  
平成 23 年 4 月 1 日
- ② 分割方式  
三越伊勢丹を分割会社とし、「株式会社三越伊勢丹通信販売」（以下三越伊勢丹通信販売）を新設会社とする新設分割です。
- ③ 新設分割に係る割当ての内容  
本新設分割において、分割会社である三越伊勢丹に対する割当ては行われません。
- ④ 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い  
三越伊勢丹は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。
- ⑤ 承継により増加する資本金等  
該当事項はありません。
- ⑥ 承継会社が承継する権利義務  
三越伊勢丹通信販売は、効力発生日において三越伊勢丹が有する本件事業に関する資産、負債、契約上の地位その他の権利義務のうち、新設分割契約書で定めるものを承継します。
- ⑦ 債務履行の見込み  
本新設分割の効力発生日後における三越伊勢丹及び三越通信販売の債務履行の見込みについては、問題ないものと判断しております。
- ⑧ 承継する部門の事業内容  
三越伊勢丹における通信販売事業

(3) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号 平成 20 年 12 月 26 日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号 平成 20 年 12 月 26 日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。